「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」および 「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の意見募集について

...........

日本貸金業協会では、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」(以下、「自主規制基本規則」といいます。)および「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」(以下、「細則」といいます。)の改正(案)を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本件の概要は以下のとおりです。

1 改正の趣旨

「貸金業者向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」といいます。)が一部改正(改正案の公表を含む。)されたことに伴い、「自主規制基本規則」および「細則」の一部改正を行います。

《対応する監督指針改正等》

- 「監督指針Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢」(平成25年7月5日付改正)
- 「監督指針Ⅱ-2-13(Ⅱ-2-11)経営者保証に関するガイドライン関係」(平成 26 年 1 月 31 日付改正)
- ・「監督指針Ⅱ-2-6 反社会的勢力による被害の防止」(平成 26 年 2 月 25 日付改正案公表)

2 自主規制基本規則および細則の主な改正内容

(1) 自主規制基本規則第3条(法令遵守等)関係

第3条第1項の括弧書に協会員が遵守する法令等として「経営者保証に関するガイドライン」を追加しております。

- (2) 自主規制基本規則第 11 条(社内態勢整備)関係
 - ① 第11条第3項として、監督指針Ⅱ-2-4(システムリスク管理態勢)にもとづき「システムリスク管理態勢」 に係る規定を新設しております。
 - ② 第 11 条第 4 項として、監督指針 II -2-13-3(「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等)にもとづき「経営者保証に関するガイドライン」に係る規定を新設しております。
- (3) 細則第3条の2(反社会的勢力による被害の防止)関係
 - ① 第3条の2第1項を監督指針 II-2-6(反社会的勢力による被害の防止)に即した内容に改正するとともに、第2項を第4項とし、監督指針 II-2-6(1)にもとづき第2項および第3項を新設しております。
 - ② 旧第3条の2第2項(1)から(3)を削除し、第4項に、監督指針II-2-6(1)①から⑦にもとづき(1)から(7)を新設しております。また、旧第3条の2第2項(4)および(5)は第4項(8)および(9)としております。
 - ※ 現在、改正案が公表されている「監督指針 II-2-6 反社会的勢力による被害の防止」が施行された後、「自主規制基本規則」および「細則」改正案に大きな影響がある場合には、所要の改正を実施します。
- (4) 細則第 11 条(契約に関する説明)関係
 - ① 第 11 条第 1 項に、第 2 項および第 3 項に規定されている内容を加える等の改正をし、第 2 項を削除しております。
 - ② 第 11 条第 3 項を一部改正して第 2 項として、同項(1)および(2)を削除するとともに(3)および(4)を(4) および(5)とし、同項に、監督指針 II-2-11(契約に係る説明態勢)にもとづき(1)から(3)を新設しております。
- (5) 細則第 11 条の 2(「経営者保証ガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等)関係 第 11 条の 2 として、監督指針 Ⅱ-2-13-3 にもとづき「経営者保証ガイドライン」の融資慣行としての浸透・ 定着等に係る規定を新設しております。
- (6) 細則第 12 条(過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。))関係 第 12 条第 2 項(7)に、監督指針 II -2-13-2(貸付審査)にもとづき規定を新設し、同項(7)から(9)を、(8) から(10)としております。
 - ※ 具体的な内容については(別紙1)(別紙2)をご確認ください。
- 3 「自主規制基本規則」および「細則」の改正実施日 意見募集を終了後、協会理事会の審議・承認、金融庁の認可をもって実施を予定しております。

4 ご意見等の募集

この改正案についてご意見等がありましたら、<u>平成26年5月8日(木)15時00分(必着)</u>までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便、ファックスにより所定の送付先に、お寄せください。 なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報は、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見の募集は終了しました。ご協力ありがとうございました。

(別紙1)「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の改正(案)(新旧対照表)

(別紙2) 「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の改正(案)(新旧対照表)

《ご意見等の送付先》

郵送の場合

〒108-0074

東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 3F

日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail 又はFAXの場合

e-mail : <u>iken@j-fsa.jp</u> FAX : 03-5739-3027

《 お問い合わせ先 》

日本貸金業協会 会員業務部 中村・秋田・篠原

電話番号: 03-5739-3014